

# 新型インフルエンザ A (H7NX) 政府対策本部会合

日時：令和元年11月8日(金) 8時10分～8時25分

場所：官邸 4 階 大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

基本的対処方針の変更について

### 3. 閉 会

(配布資料)

資料 1 基本的対処方針(案) <国内発生早期>

参考資料 1 基本的対処方針に係る新旧対照表

参考資料 2 新型インフルエンザ A (H7NX) 政府対策本部の設置について

## 基本的対処方針（案）

令和元年 11 月 8 日  
新型インフルエンザ政府対策本部

政府は、新型インフルエンザ A (H7N9) の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。

今般、国内で初めて新型インフルエンザの患者が確認されたことにより、発生段階は政府行動計画に定める海外発生期から国内発生早期に移行した。

今後は、国内での感染拡大をできるだけ抑えるため、国内対策を強化していく。

### 一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実

11 月 7 日、A 県において、国内で初めての新型インフルエンザの患者として、感染経路が特定されている 2 名の患者が確認された。

この新型インフルエンザは、既に海外で感染が拡大しており、季節性インフルエンザと比べ、小児や基礎疾患のある者を中心に、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。

- 二 新型インフルエンザの対処に関する全般的な方針  
国内での感染拡大をできる限り抑えつつ、患者に対しては適切な医療を提供し、また、感染拡大に備えた体制の整備を行っていく。
- 三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項
1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
  2. 新型インフルエンザ患者等の全数把握や、学校等での集団発生の把握などの国内サーベイランスを引き続き行うとともに、積極的疫学調査を実施する。
  3. 引き続き、国民に迅速かつ的確な情報提供を行い、問い合わせに対しては、厚生労働省のコールセンターや地方公共団体の相談窓口等において適切に対応する。
  4. 引き続き、海外発生国の状況に応じた感染症危険情報等を適宜発出するとともに、在外邦人に対する支援を行う。

5. 国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の対策を実施する。
  - (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、患者の入院措置等の対応や濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置
  - (2) 住民等に対する手洗い・咳エチケット等の基本的な感染対策の要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等
  - (3) 必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請
6. 水際対策については当面継続する。
7. 医療の提供については、引き続き、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続するほか、以下の対策を実施する。
  - (1) 新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の医療機関及び医療関係者への迅速な提供
  - (2) 迅速な検査の実施
  - (3) 予防投与を含む抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用及び適正な流通
  - (4) ワクチンの開発
  - (5) 医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施

8. 国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。

(1) 食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ

(2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買占め及び売惜しみをしないことの要請

## 基本的対処方針に係る新旧対照表

現行（海外発生期）（令和元年 10 月 25 日）	変更案（国内発生早期）（令和元年 11 月 8 日）
<p>政府は、Y国における新型インフルエンザA（H7NX）の発生は、危機管理上重大な事態であるとの認識の下、取組を進めることとする。</p> <p>現段階では病原性・感染力等に関する情報が限られているため、国民の生命・健康の安全を確保する観点から、病原性の高い新型インフルエンザである可能性も念頭に対策を実施するが、更なる情報が得られ次第、適切な対策に切り替えていく。</p>	<p>政府は、新型インフルエンザA（H7NX）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。</p> <p><u>今般、国内で初めて新型インフルエンザの患者が確認されたことにより、発生段階は政府行動計画に定める海外発生期から国内発生早期に移行した。</u></p> <p><u>今後は、国内での感染拡大をできるだけ抑えるため、国内対策を強化していく。</u></p>
<p><b>一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実</b></p> <p>今回の新型インフルエンザは、病原性・感染力に関する情報が限られているが、本年10月以降にY国において新たに感染が確認された患者数が急増し、そのうち約2割が死亡するなどの報告があり、発生国における患者数の増加が続く可能性がある。</p> <p>なお、現段階では、国内での発生は確認されていない。</p>	<p><b>一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実</b></p> <p><u>11月7日、A県において、国内で初めての新型インフルエンザの患者として、感染経路が特定されている2名の患者が確認された。</u></p> <p><u>この新型インフルエンザは、既に海外で感染が拡大しており、季節性インフルエンザと比べ、小児や基礎疾患のある者を中心に、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。</u></p>
<p><b>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針</b></p> <p>新型インフルエンザの国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めるとともに、国内発生に備えて体制の整備を行う。</p>	<p><b>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針</b></p> <p><u>国内での感染拡大をできる限り抑えつつ、患者に対しては適切な医療を提供し、また、感染拡大に備えた体制の整備を行っていく。</u></p>

現行（海外発生期）（令和元年 10 月 25 日）	変更案（国内発生早期）（令和元年 11 月 8 日）
<p><b>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</b></p> <p>1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集及び国内サーベイランスを強化する。</p> <p>2. 国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省のコールセンターや地方公共団体の相談窓口等において適切に対応する。</p> <p>3. 在外邦人に対し支援を行うこと並びに国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の対策を実施する。</p> <p>(1) 海外における感染症危険情報の発出及び個人がとるべき対応に関する情報提供等、不要不急の渡航の中止の勧告等</p> <p>(2) 検疫を実施する空港・港の集約化等の検疫強化、発生国の在外公館における査証審査の厳格化等外国人の入国制限や密入国対策等の水際対策</p> <p>(3) 在外邦人に対する感染予防のための注意喚起等及</p>	<p><b>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</b></p> <p>1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集 <u>に最大限の努力を払う</u>。</p> <p>2. <u>新型インフルエンザ患者等の全数把握や、学校等での集団発生の把握などの国内サーベイランスを引き続き行うとともに、積極的疫学調査を実施する。</u></p> <p>3. <u>引き続き、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省のコールセンターや地方公共団体の相談窓口等において適切に対応する。</u></p> <p>4. <u>引き続き、海外発生国の状況に応じた感染症危険情報等を適宜発出するとともに、在外邦人に対する支援を行う。</u></p>

<p><b>現行（海外発生期）（令和元年 10 月 25 日）</b></p>	<p><b>変更案（国内発生早期）（令和元年 11 月 8 日）</b></p>
<p>び帰国の支援等の在外邦人の支援 （４）ワクチンの開発</p> <p>4. 国内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、以下の対策を実施する。</p> <p>（１）帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置 （２）国内における新型インフルエンザ患者の発生に備</p>	<p>5. <u>国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の対策を実施する。</u></p> <p>（１）<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置</u></p> <p>（２）<u>住民等に対する手洗い・咳エチケット等の基本的な感染対策の要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等</u></p> <p>（３）<u>必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請</u></p> <p>6. <u>水際対策については当面継続する。</u></p> <p>7. <u>医療の提供については、引き続き、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続するほか、以下の対策を実施する。</u></p>



現行（海外発生期）（令和元年 10 月 25 日）	変更案（国内発生早期）（令和元年 11 月 8 日）
<p>えた、患者の治療・入院措置等の対応の準備</p> <p>(3) 新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の医療機関及び医療関係者への迅速な提供</p> <p>(4) 国内発生に備えた検査体制の整備</p> <p>(5) 抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用及び適正な流通の指導</p> <p>5. 国民生活及び国民経済の安定の確保のため、全国の事業者に対して、職場における感染対策の準備等を行うよう要請し、指定公共機関及び指定地方公共機関等における事業継続に向けた準備を推進する。</p>	<p>(1) 新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等医療機関及び医療関係者への迅速な提供</p> <p>(2) 迅速な検査の実施</p> <p>(3) 予防投与を含む抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用及び適正な流通</p> <p>(4) ワクチンの開発</p> <p>(5) 医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施</p> <p>8. 国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。</p> <p>(1) 食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ</p> <p>(2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買占め及び売惜しみをしないことの要請</p>

## 新型インフルエンザ A（H7N9）政府対策本部の設置について

令和元年 10 月 25 日  
閣 議 決 定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記により、臨時に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置する。

## 記

1. 政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 新型インフルエンザ A（H7N9）政府対策本部
- (2) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）
- (3) 設置期間 令和元年 10 月 25 日から新型インフルエンザ A（H7N9）の対策を推進するため必要と認める期間

2. 政府対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策有識者会議の会長その他関係者に出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官及び厚生労働大臣

本 部 員 他の全ての国務大臣

政府対策本部には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。

3. 本部長に事故があった場合の副本部長の職務代理順位は、第 1 順位 内閣官房長官  
第 2 順位 厚生労働大臣とする。

4. 政府対策本部に幹事を置く。

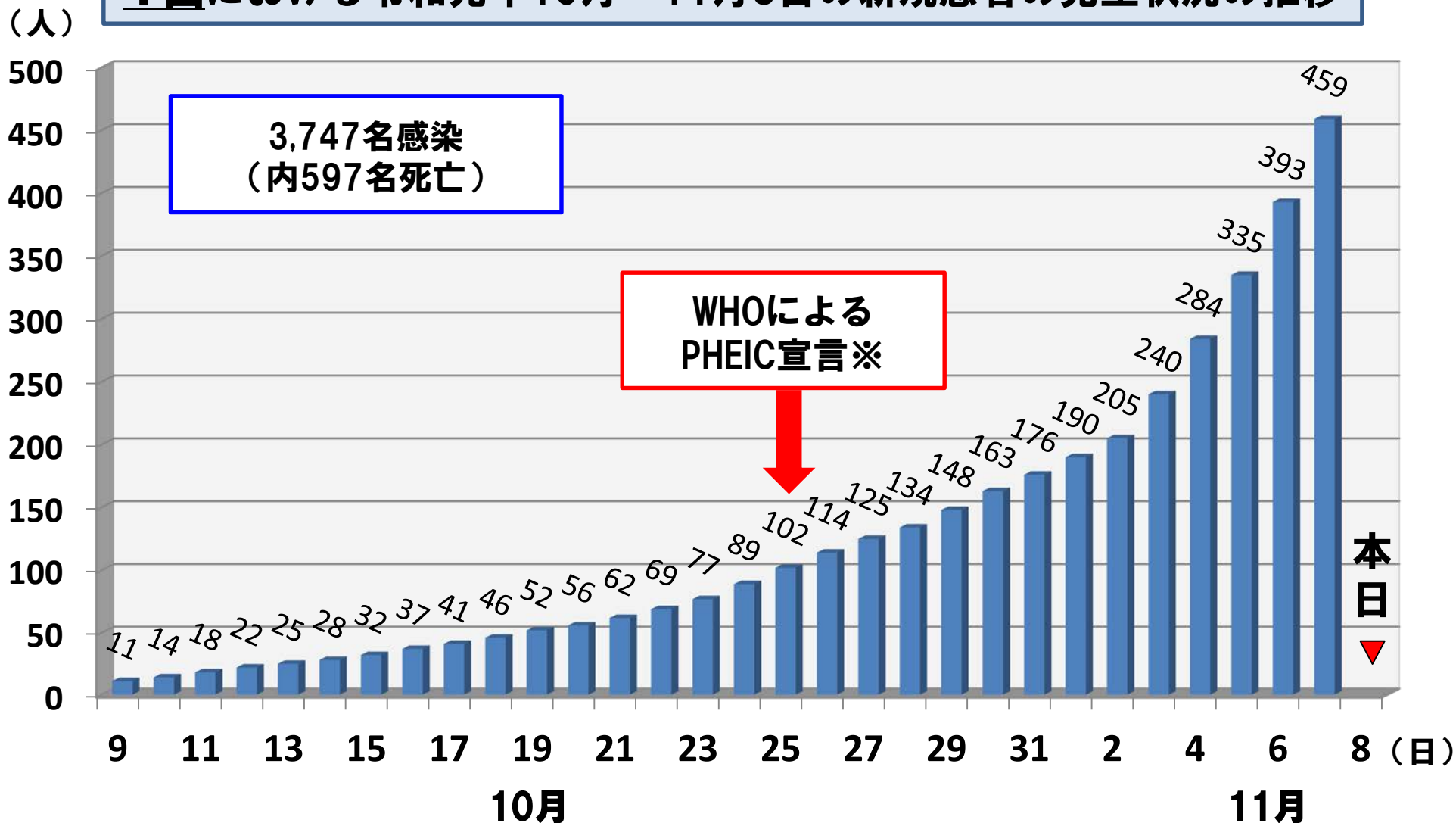
幹事は、特措法第 16 条第 7 項に基づき内閣総理大臣が任命する政府対策本部の職員の中から、本部長が指名する。

5. 政府対策本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

6. 前各項に定めるもののほか、政府対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

Y国の状況

Y国における令和元年10月～11月8日の新規患者の発生状況の推移



※PHEIC：国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態

日本国内における患者の確認状況（令和元年11月8日（金）7:30時点）

検疫（～11月8日（金））

3か所の検疫所で、合計5名が新型インフルエンザ陽性確定

→ 患者はいずれも指定医療機関に入院。

濃厚接触者は停留

10月28日（月）	H港	2名
11月 2日（土）	K空港	1名
11月 6日（水）	N空港	2名



A県（11月7日（木））

Y国への出張から帰国した会社員6名のうち、2名が発熱。

→ **新型インフルエンザ陽性確定**

※当該患者は感染症指定医療機関に入院中

陽性患者2名（上記の会社員）の濃厚接触者（同僚、家族等）のうち、合計5名が高熱・せき等のインフルエンザ様の症状。

→ 国立感染症研究所で感染の有無を検査中

